

出張報告書

No. 11067224

議員出張報告書類

下関市議会議長殿

令和6年4月15日

職氏名 議員 山下 隆夫 秋山 賢治	用務 先進地行政視察 1 中小企業振興対策について 2 鳥獣被害対策への取組について
期間 令和5年11月20日(月)から 令和5年11月22日(水)まで	出張先 1 東海市 2 三条市

別紙のとおり

調査研究費（市民連合）出張報告書

令和 5年11月23日

氏名 山下 隆夫 秋山 賢治	視察項目 1. 中小企業振興対策について 2. 鳥獣被害対策への取組について
期間 令和 5年11月20日から 令和 5年11月22日まで	視察先（市区町村名が分かるように記載してください。） 1. 東海市 2. 三条市

視察概要・意見等

1. (東海市：令和5年11月20日（月）14:00～)

視察項目：中小企業振興対策について

「対応者」

東海市議会議長	加藤 菊信
環境経済部部長	小笠原尚一
環境経済部商工労政課長・観光戦略室長	池田富士子
環境経済部商工労政課主幹兼統括主任	芦原 伸幸
議会事務局局長	濱田眞理子
議会事務局課長	坂 邦夫

「産業構造の状況」

(1) 東海市は愛知県の主要な工業地域で、名古屋南部工業臨海工業地帯の一角を形成しており、愛知県の中でも産業の拠点地区として役割を担っている。昭和30年代から臨海部の地域が埋め立て造成を開始し、日本製鉄（現日本製鉄名古屋製鉄所）、愛知製鋼、大同特殊鋼といった大きな鉄鋼企業が進出した。以降、中部圏内最大の鉄鋼の街として市政発展を遂げている。

- (2) また、市の北部側には、東レ、アロン化成といった化学関係の工場も集積しており、日本の基幹産業である「物づくり」を素材から支える地域となっている。
- (3) さらに、中部国際空港、リニア中央新幹線が開通する名古屋市との中間地点に位置していることもあり、近年、高速道路の整備も進んだことから、物流企業が進出しており、東京・名古屋・大阪を結ぶ交通の要所として製造業、物流企業の活発な活動を支えている。
- (4) 臨海部の工場や産業を観光面でも活かせないかと日本製鉄に協力を頂きながら、工場夜景クルーズを企画したところ直ぐに完売し、観光面での活用も期待されている。
- (5) 2019年の工業統計調査の結果で、東海市は、1.4兆円と県内9番目の出荷額で、その内、鉄鋼業が1.1兆円とウェートを占めており、鉄鋼業の中では国内第1位の出荷額で、製造業でも鉄鋼業の企業の成長が東海市の発展に大きく寄与している。

「中小企業振興基本条例の内容と制定に至った経緯」

- (1) 平成24年に愛知県が中小企業基本振興基本条例を制定したことを皮切りに、名古屋市、安城市の物づくりが盛んな自治体で中小企業の振興に関する基本理念を定める条例制定に向けた動きが活発になり、東海商工会議所においても、条例制定に向けた勉強会が開催され、条例制定に向けた機運が高まり、商工業関係者から条例制定の要望が寄せられた。
- (2) 要望を受け、行政内部でも条例制定に向けた動きが加速し、勉強会やパブリックコメントを実施した上で、平成29年第1回市議会定例会に議案を上程し制定に至った。
- (3) 東海市の中小企業振興基本条例の特徴は、条例の名称に「基本」というキーワードを記載するとともに、条例の中で基本理念を定め、行政運営における条例の重要性を高めている。
- (4) 基本理念の主な内容は、基本理念の実現に向けた関係主体の責務や役割を制定したことで、市の責務をしっかりと定めるとともに、中小企業の皆様にもそれぞれの努力を促す記載をしている。また、経営の革新の促進等に積極的に取り組むよう努めなければならないことを記載し、それぞれの努力の下に関係者が責務を果たして中小企業振興対策を図っていこうという内容になっている。

- (5) また、それらをしっかりと裏付けていくために、大企業等による配慮、金融機関による配慮、大学等の協力といったことも記載し、オール東海で中小企業振興を図っていくという条例の内容になっている。
- (6) さらに、中小企業の振興に関する施策の策定及び実施に関する考え方等を記載し、「第2次東海市産業振興ビジョン」も、条例と整合性を図る形で策定され、基本理念に基づく指針等に基づいて関係する皆様と共有を図りながら、中小企業振興施策を進めていく計画を策定している。
- (7) 条例の中では、補助制度や支援制度を規定するが出来ないので、産業振興ビジョンや、それに基づくプランニングをすることで、P D C Aサイクルに沿って企業の振興を図ることにしている。

「中小企業対策の主な事業」

(1) 消費喚起による事業者支援

- ① 令和2年の夏くらいから、日本全国で大きな影響を及ぼした新型コロナウイルス感染症を契機に消費喚起による事業者支援が大きなウェートを占めたことから「消費喚起による事業者支援」を実施。
- ② 令和3年度は、行動制限等があったことから「市内飲食店応援食事券発行事業」として、市民1人あたり2,000円を配布。また、時期をずらし中小企業だけを対象とした「小規模事業者キャッシュレス決裁ポイント還元事業」を実施。
- ③ 令和4年度は、市民一人あたり3,000円を、売り場面積に少し制限を加え、消費喚起につなげる商品券の発行を行っている。さらに、時期をずらし小規模事業者を対象とした「キャッシュレス決裁ポイント還元事業」を実施。
- ④ 令和5年度も、中小企業を対象とした「小規模事業者キャッシュレス決裁ポイント還元事業」をPay Pay、d払い、auPAY、楽天ペイの4者のQR決済においてポイント還元事業を行っている。ちょうど第1段のキャンペーンが終わったところで、市として約5億2,200万円、ポイント付与としては約8,700万円のポイント還元を行い、市内の飲食店、小売店、衣料関係等の中小企業の消費喚起につなげている。

(2) 中小企業の人材確保への支援

- ① 東海市商工労政課は、中小企業や大企業に対して、お困りごとを伺うための企業訪問を担当ベースで行っている。
- ② 企業訪問において、中小企業が困りごととして共通して抱えているのが、人材不足、設備投資、事業規模拡大に向けた事業費確保が困難ということであった。

- ③ そのため、中小企業への人材確保支援対策として、これまで、商工会議所が実施する就職フェアに対する経費の補助を行っていたが、令和5年度は、地元のハローワークと連携を図り、適性診断というハローワークが持っているノウハウを生かした取り組みを実施。
- ④ また、新規就職だと製造業は高校生の就職への期待が高いが、中途採用も積極的に図っていきたいということも考えており、ターゲットを別々にして就職フェアを開催した方がより参加しやすいだろうと、令和5年度は、中途採用に注目して求人募集している企業から応募していただき就職フェアを開催。

(3) 設備投資や運転資金等に関する融資に係る負担軽減策

- ① コロナで打撃を受けた企業に対するセーフティネット及び、新しく創業等支援資金等の金融機関からの融資に対する信用保証料の一部を補助。
- ② ここ数年は、コロナ関連の融資が多く実績としてあがっており、まだまだコロナやコロナに直接的に影響してはいないが、ロシアのウクライナ侵攻で世界的な半導体不足、これらに伴う製造業の納期の遅れ、それに伴う発注自体の減等、負のスパイラルが製造業でもあり、融資に対する保証料の補助を行っている。

(4) 中小企業の再投資への支援

企業立地を促進するためのメニューとして、市内に工場等の新設、または改増設をする企業に対して交付金を交付する事業があり、市内の中小企業が工場等の増築、改築または償却資産の取得をした場合に交付金の額に、固定資産税、都市計画税相当額に対する交付金（100/100 から 50/100）を支援している。

以上、消費喚起による事業者支援、人材確保、融資に係る負担軽減、中小企業の再投資に係る支援、この4つの視点で、現在、中小企業支援を実施している。

「今後の課題」

(1) 中小企業振興基本条例で掲げる基本理念の実現に向けた機運の醸成

- ① 中小企業振興基本条例を制定して、より実効性のある事業を行うために、東海市産業振興ビジョンを策定し、これに基づく事業を推進し、産業推進会議に、学識経験者、商工会議所、金融機関の方等に入っていただいて進行管理を行ってきたが、国の統計調査が取り止めになったことから、指標を取得できない指標があることから連携の枠組みが生かしきれていない。
- ② また、条例の施行から15年が経過しており、条例で掲げる基本理念を共有化することが少し形骸化してきているのも課題で、形骸化しないように中小企業振興の大切さや、これが東海市の発展に効果があるんだということをしっかりと周知

しながら関係者の皆さんと一緒に中小企業振興につなげていくことが求められている。

(2) 多様化する課題へのきめ細やかな対応

中小企業の皆様が抱える課題は、従業員の確保、デジタル化、脱炭素化と多様化しており、企業それぞれで抱える悩みと共に通する悩みとがあり、中小企業が抱える課題が多様化するなか、商工会議所と一層の連携を図りながら持続可能な経済活動の発展につながるようなきめ細やかな対応、施策の検討が必要ではないかと考えており、特に、従業員の確保は共通の課題であり、設備投資のビジネスチャンスがあるにも関わらず、人が足りないことで設備投資を躊躇している中小企業が沢山あり、このあたりを行政としてしっかりと支えていかなければと考えている。

(質 疑)

【Q】

下関市立大学への地元高校生の入学者が少なく、他所から来た方は、卒業したら自分の地元に帰るか都会に行ってしまうという状況がある。こちらの方では大学卒業者の就職率とか居住率とかに効果は出ているのですか。

【A】

大学の地元就職率は大学側から私どもの方へ情報が来ませんが、市内には、日本福祉大学という福祉の分野で有名な大学があります。日本福祉大学は、経済学部と国際福祉開発学部と看護学部の3つの学部で構成されており、看護学部に関しては、名鉄太田川駅から降りて直ぐということもあり、自宅から通っている学生が多いという傾向があると大学から聞いています。もう一つが星城大学という大学でございまして、こちらは経営学部、リハビリテーション学部があります。こちらも通いの人が多いと聞いております。ただ、東海市では、大卒の求人数が多くないということで率としては少ないのでないかなというのが感触です。就職フェアには、大学にもお声がけしております、それぞれの大学には付属の高校もあるので、今後も声掛けをしていきたい。

【Q】

関連しますが、下関市では中学生と高校生を対象に就職フェアとして企業の説明会を行っています。それで興味持って工業高校に入ったり、将来的に下関市内に就職するという子どもが多分出てくると思いますけれども、東海市では中学生まで降ろしていないのですか。高校生以上を対象に取り組まれている理由は。

【A】

就職フェアとしてはそうですが、いま仰ったようなことを東海市では、小学生を対象に、夏休みに「ものづくり道場」というのを実施し、1日だけですが、企業にご協力いただき開催しています。開催の趣旨は、地元で育って地元で就職するという地元愛を大事にしてもらおうということで7年くらいやっています。「ものづくり道場」で体験をしながら東海市にある企業を知ってもらうということを小学生を対象に行ってています。保護者の方もついてこられるので、こんな企業があるんだねとか、そこで貯金箱を作つてみたりとか色々な体験を行い、地元企業を知つてもらうという企画はやっております。小さい頃から東海市の企業を知つてもらい、将来就職する時には東海市という思いでやっています。

また、ちょっと前までは中学2年生を対象に職業体験、市内の色々な職業の体験を全員対象で行い、地元の企業に興味を持つてもらうということはやっていました。

【Q】

日本製鉄さんをはじめ鉄鋼業が主で当然中小企業さんも製鉄に関連する企業さんが多いとは思いますが、中小企業の振興に特化した条例の中で、例えば、日本製鉄さん等の大手との連携といった部分に関する部分があるのか教えて下さい。

【A】

例えば、公共工事の発注を市内の企業さんにできるだけしてくださいと、条例を制定した際に商工労政課から条例の趣旨を全課に周知して市内中小企業の入札機会への配慮をお願いしたのですが、この企業でなければいけないという公共工事がそんなに多くないので、市内の中小企業の振興にどれだけつながっているのかというのをちょっと特定できません。イメージ的なところで申しますと、日本製鉄、大同特殊鋼、愛知製鋼、それぞれ大きな企業さんには雇用がしっかりと生まれており、雇用に大きな貢献をいただいているという認識でありまして、50年前に東海市と、それぞれの町とで包括連携協定を締結して、その中に地域経済の活性化に関する入れています。その中で、グローバルな視点で企業活動を進めている中であっても、東海市の経済にもしっかりと目を向けていただきたいと包括連携協定を締結するタイミングで地域経済活性化ということを加えさせていただいている。

【Q】

条例制定に向けて商工会議所の皆さんと勉強会を行い、その中で条例を制定しようという動きになったのだと思いますけれども、下関市の担当部局も商工会議所の皆さんと条例制定に向けての勉強会をしていますが、勉強会をした上で、条例を制定してもあまり効果がないのではないか。必要性が感じられなかったので今のところ条例の制定は考

えていない。第2次総合計画の中で中小企業振興のための計画は、項目は掲げているので、それに基づいて肅々とやつていけば十分ですという認識ですが、東海市で勉強会をされた際の率直な感想をお聞かせ頂ければと思います。

【A】

その当時は赴任する前のことなので、ちょっと分かりませんが、条例の制定にあたってネガティブなマイナス要素として捉えているような記録はなかったので、いいことですねというような感じだったのではないかと思います。

【Q】

ご説明の中で、お困りごとを伺うために企業訪問を行っているというお話がありました。一般的に、役所は、言ってくれば考えますよというような体質があると思いますけれども、役所の方から出向いて行うヒアリングは何時頃から行われているのですか。

【A】

ここに配属されて2年なのでコロナ前はよくわかりませんが、待っていては聞けない情報を沢山聞けています。先ほど言いましたが、新たに事業所を大きくしたいけれど場所がない、人がいないというようなことは共通的な課題としてあるのだなということを感じています。企業訪問して市役所ですがお伺いしたのですがと言うと身構えられるので、上のものではなく担当者レベルで聞いているうちに、受注話が来ているにも関わらず事業規模を大きくできない。事業規模は大きく出来るのに土地が無いというような困りごとの話を聞くと、次に私たちがしなければならないのは、都市計画です。企業誘致のために土地を確保出来るかということを、同じ産業経済部という部長の下などで、企業誘致のための土地を確保出来るかというと直ぐには出来ない、企業誘致は長い年数をかけている。東海市は縦長の小さな自治体ではあるんですが、企業立地と農地という所の兼ね合いが大きな課題です。何十年先の東海市を見た時にどう整理していくのかが今、大きな課題として議論になっていると私は感じています。企業訪問は小さなことではありますがそういったところに繋がるかなと思っています。ちょっと手間や時間はかかりますが。

【Q】

お困りごととして、ハードとソフトで分けるとどちらの方が深刻で問題ですか。

【A】

感覚ですが人が足りないというのが一番です。処遇のことは市がどうにもできない。また、就職では自動車製造業の方に太刀打ち出来ず、工業高校とかに求人を出しても確保できないので、ちょっと足を延ばし県外に求人を求めるのですけれども、仕事を覚えたころに地元に帰りますと、そのジレンマを各企業の方は抱えています。

【Q】

企業訪問を行い、お困りごとを聞いて、そのことが就職フェアにつながったということになるわけですよね。

【A】

先ほど説明をしましたが、これまで会場を設けて新規採用者に向けた就職フェアをしていましたが、新規就職者だけに目を向けるのではなく、即戦力を求めている。そういう意味では中途採用ということで、今年、ハローワークさんに就職を探しに来ている人たちに向けて、東海市では就職フェアをやりますという事前広告で協力いただけた。

ハローワークさんに入つてもらって、その場で採用につながるようにしたことが大きな改善と思っています。

【Q】

中途採用をする場合、年末年始とか帰省の時期とか、時期的なことは？

【A】

新規採用の方だけに目を向けていた昨年までは、土曜日の午後で時間を設けていましたが、ハローワークさんにご協力いただくことから、平日にあえてトライしてみたのですけれども、やはり昨年の方が参加者が多かったです。しかし、就職先を探している方をターゲットにしたので、その場で就職につながったという企業も数社あり、これまでとは違った就職フェアが出来たと思っています。

【Q】

中小企業再投資交付金ですが、増築とか改築とかに部分については確かに下関市にも同様の支援があると思いますが、償却資産に対する支援は無いと思います。これはずっとされているのですか。

【A】

平成27年頃からだと思います。その前に条例を制定しています。

【Q】

商品券ですが、下関市でやっているのは1万円の商品券を買ったら3,000円のプレミアムが付くというのですが、東海市は市民全員に配布したことですよね。

【A】

0歳時から全員です。最初は飲食店を対象に行いました。その時は92.2%の使用率でした。前年度が92.5%、令和4年は飲食店のみならず小規模事業者に目を向けた商品券を3,000円全市民に配布しました。

【Q】

商品券を換金する方法は？

【A】

令和2年に商工会議所が取り組む商品券に市がプレミアム分を補助する形でやったのですが、一番問題になるのが換金でした。事業者と市内の金融機関にご協力していただきました。相当苦労しました。

【Q】

金融機関には手数料を支払うという形ですか。

【A】

手数料が発生しますので全体の事業費は多くかかりました。

【Q】

下関市では商工会議所に換金事業を委託しています。あまり少額な商品券では手間がかかりすぎるのでという理由で1万円の商品券にしています。

【A】

食事券と小規模事業者応援商品券の方は商工会議所に委託しています。会議所から再委託してその事業者さんは、市役所の会議室で換金時間を設けてしています。

【Q】

それが出来たのは条例の効果ですか。

【A】

はい。基本条例に基づいて施策を行っている。

【Q】

キャッシュレス決済についてもう少し詳しく説明をお願いします。

【A】

食事券と小規模事業者応援商品券は商工会議所に委託しています。会議所から再委託してその事業者さんは、市役所の会議室で換金時間を設けてしています。対象店で買い物をした際、最大5,000円という上限がありますが、1回20%のポイントが付与される。Pay Pay ですとPay Payに20%のポイントが付与されることになります。

【Q】

それは分かりますが、東海市民かどうかわかりませんよね。

【A】

東海市民以外にポイントを付与することについてどうかという問題はあるかと思いますが、事業者支援という観点で捉えると、市外から多くの人を呼び込んで多くの人に利用してもらうことについては、事業者にとっては市民であろうが市外の方であろうが売れればいいという考え方からです。

【Q】

市外の方に多く利用してもらうことが事業者支援につながるという考え方は理解できます。こちらの方は換金事業が必要無いので手間なく実施できるということですね。

【A】

一方で課題もございます。スマートフォンが使えない方からは、サービスを受けれないのかという声もありましたので、高齢者向けのスマートフォン講習会も行っています。キャッシュレス決済ポイントのためのバーコードの呼び込み方と一緒に、少人数で講座を実施ました。スマートフォンを使いこなせない方に対するフォローをしました。

【考 察】

下関市では企業の99.9%が中小零細企業であり、雇用の面においても重要な役割を担っているが、少子高齢化、人口減少により雇用の面等で大きな課題を抱えている。こうした中、多くの自治体で中小企業振興基本条例を制定する動きがあり、山口県内においても、宇部市、山口市、防府市、岩国市などにおいて制定されている。一方、県内最大の都市である下関市では、あくまでも理念条例であることから、積極的な制定の理由が見つからないという旨の理由から制定に向けた動きはない。

会派市民連合は、これまで、代表質問や一般質問、常任委員会等を通じて、中小企業振興を総合的かつ計画的、体系的に推進するためには理念が必要である。理念無きままに施策展開すると施策に一貫性が保てない恐れがあり、往々にしてそういう傾向があるので、早急に制定すべきと訴えてきた。また、下関市商工会議所からも条例制定の要望が出された経緯もあり、こうした背景を踏まえ、今回、中小企業振興基本条例を制定している先進地への視察を行った。

東海市の中小企業振興基本条例は、中小企業の振興に関し、基本理念を定めるとともに、市の責務等を明らかにすることで、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで地域経済の活性化を図り、もって地域社会の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的に制定されている。条例では、市の責務に加え、中小企業の努力、中小企業支援団体の役割、大企業等の配慮、大学等の協力、市民の協力、小規模企業者への配慮を規定するとともに、施策の策定等に係る指針等を定め、この条例に基づき様々な施策を展開するとともに、東海市産業振興ビジョンと合わせ中小企業振興対策を講じている。具体的な施策としては、全国的に取り組まれている施策もあるが、市内飲食店応援食事券発行事業など、全ての市民が参加できる施策展開も行っており、この点については大いに参考になった。

また、キャッシュレス決済ポイント、償却資産の更新に対する補助、人材確保対策としてハローワークと連携した取り組みなども参考になる事例であり、本市でも導入できないか、引き続き研究・研鑽を図っていきたい。

2. (三条市：令和5年11月21日(火) 14:00~)

視察項目：鳥獣被害対策の取組について

「対応者」

経済部農林課農政係 係長	佐藤 一誠
経済部農林課農政係 主任	渡辺 雅衛
議会事務局局長	土田 泰之
議会事務局議事調査係 主事	渡邊由理佳

「鳥獣被害の状況」

- (1) 三条市は旧三条市と栄町、下田村の1市2町が合併して三条市になったが、下田村が中山間地域になっており、ここを中心に「さる」をはじめ農作物の被害が発生している。地球の温暖化や人口減少、生活産業の変化を背景に、栄町、旧三条市の方にも被害区域が年々拡大している。
- (2) イノシシについては、平成21年に被害が確認されて以降、急速に拡大しており、今年についても大きな被害が発生している。
- (3) ツキノワグマについては、農作物の被害は特段ないが、住宅地へ出没し人的被害の方が懸念され、命の方の危険性があり対応している。
- (4) 市を貫く五十嵐川にカワウが発生しており、水産業への被害も出ている。
- (5) ニホンジカについては、特段、今のところ被害は上がっていないが、発生の声を聞いているので、今後は、ニホンジカによる被害も増えていくのではと予想されている。

「対策の方向性」

- (1) 捕獲・駆除・護るということで電気柵を、共生環境の整備という観点で緩衝帯の整備とか植林を行っており、この三本柱で対策を講じている。
- (2) それぞれの役割を自助・共助・公助として、自助については、住民・地域の皆さんで、注意喚起の周知とか不用果樹の収穫や緩衝帯の整備、電気柵の設置等をまずはご自分たちでやっていただく。
- (3) 共助については、三条市鳥獣被害防止対策協議会があり、鳥獣監視員の雇用、電気柵を購入するための補助、緩衝帯整備の補助等を行っている。

(4) 公助として、市が取り組むのは、鳥獣被害対策実施隊員と被害防止対策、被害鳥獣の捕獲、JAに有害鳥獣の捕獲を委託という形で行っている。

「三条市鳥獣被害防止対策協議会の取組」

(1) 三条市の取り組みは、鳥獣被害対策協議会無しでは成り立たないことから市から補助金を出している。国の緊急捕獲事業の交付金があるので、全体の事業費としては780万円ほどとなっている。

(支援・補助内容)

- ① 鳥獣監視員の設置を行い、7名の方に地域を回っていただいて鳥獣の監視や、追い払いをしてもらっている。
- ② 緊急捕獲事業を国の事業を活用し、捕獲従事者へ報奨金を出している。
- ③ 侵入防止電気柵の設置を国の事業を活用し、電気柵の設置補助は10分の10出るが、近年、国の予算が少ないということで、費用対効果が上がらないものは対象にならず採択が厳しい状況になっていることから、対象にならない方には協議会の方から農区や自治会を対象に3名以上の農家が取り組んでいただく場合に、20万円を上限として対象経費の1/3を協議会独自で補助する制度を今年度はじめた。
- ④ 自治会が行う藪の刈り払いや、雑木の刈り払いに対して、被害が発生している集落に緩衝地帯整備のための補助を行っている。
- ⑤ 追い払い用花火を、基本的にはサルだが被害が発生している希望する集落に25本まで無償で配布して、自分たちで追い払いをしてもらう。さらに、必要とする場合は25本まで半額補助し、それを超える場合は、それぞれの集落で対応していただくための追い払い用花火の配布補助を行っている。
- ⑥ 不用果樹伐採補助として、柿や栗等がクマの出没の要因になっていることから、不用果実を伐採していただいたところに支援（自治会が行う場合）として補助している。個人の財産になるものなので、基本的には自分の財産は自分で守ることが基本だが、高齢や一人暮らしの方では手が回らないとか、空家になっているけれど果樹がなっており、クマのエサになってしまふ恐れがある等の場合、伐採した方がいいという判断に至り、伐採等を行った際への補助を行っている。
- ⑦ 中獣類の対策として、タヌキ、ハクビシン等の捕獲用檻の貸出を行っている。

「市の取組」

（1）鳥獣被害対策実施隊の設置

鳥獣被害防止特別措置法に基づいて鳥獣被害対策実施隊を設置して、クマ、イノシシ、サルの捕獲や、ワナの設置等をしていただいている。その場合、猟友会から推薦をいただき市が委嘱するという形になっている。出動した際は出動手当を出している。

（2）里山環境整備

クマの出没が多発する地域の藪や雑木の刈払い、クマのエサになるような広葉樹の植林を森林組合に委託している。

（3）ICTを活用した獣害対策システムの活用

檻に動物が捕獲されると携帯に自動配信されるメール機能と、動物等を感知すると音や光で追い払う装置の活用を行っている。しかし、今年度でシステムの運用が終わるので、来年度は、また新たな形を検討している。

（4）有害鳥獣駆除の補助金

J Aが猟友会と連携しながら有害鳥獣駆除の支援として、補助金を130万出して、それを基にサル等の捕獲をしていただいている。

（5）有害鳥獣捕獲担い手緊急確保対策

県の補助事業として、狩猟免許の取得に係る射撃の教習受講料や保険料、ライフル銃の射撃練習に係る交通費を上限5万4千円補助している。予算額は324,000円で、令和6年度も同額を予定している。

（6）地域とともに取り組む鳥獣対策

地域と一緒にになって鳥獣対策を行うために、研修会の実施、わなを掛けた場合は、わなの見回りと一緒にやる取り組み等を行っている。

「広域的な活動（新潟県）」

（1）新潟県が中心になってやっている取り組みとして、信濃川水系でカワウの被害が大変なことから、6市（三条市、長岡市、小千谷市、魚沼市、南魚沼市、十日町市）と県で信濃川水系カワウ被害防止対策広域協議会をつくり、カワウによる信濃川水源の漁業被害の削減等に取り組んでいる。コロニーや、ねぐらの管理として、雛撃ち、胃の内容物の調査等を行っている。

（2）ニホンザルの被害対策を広域連携で新潟県と長岡市、三条市と連携して行っている。サルは移動することから、広域的な取組みが必要ということで、被害防止の対策として、先進地の視察や情報交換会という取り組みを実施している。

「クマの住宅地等への出没対策」

クマについては命の危険や恐れがあるということで、クマについては別途「クマ出没対応マニュアル」を策定し対応している。

「今後の課題」

(1) 有害鳥獣捕獲活動の担い手確保

獵友会員の高齢化により、引き継ぐ若手の担い手の育成が今後の課題であり待ったなしの状況であることから、スポーツ射撃をされる方が増えているという状況を踏まえ、そういう若い方に鳥獣捕獲に興味を持つていただき、担い手となっていただければと考えスポーツ射撃の普及も担い手確保のひとつと考えている。

(2) 地域住民との協働による被害防止・軽減の取組

中山間地域は少子高齢化が進行しており、三条市も同様である。また、生活様式の変化や多様化により、ライフスタイルも大分変わってきており、会社勤めの方がほとんどになっている現代社会において、日常の活動が出来ないことが考えられるもので、そういう点についても今後考えていかなければと思っている。

(3) ジビエの活用

ジビエを加工する施設はハードルが高く、ニーズの問題がある。三条市にもジビエを出す飲食店が一つあるが、本当にジビエが活用できるのかということも考えながら検討していかなければと考えている。

(質 疑)

【Q】

追い払い用の花火の説明がありましたが、どのようなものですか。大型の花火ですか。

【A】

普通のホームセンターで売っているような一発型のロケット花火ではなく、ぽーん、ぽーん、ぽーんという形で5発連続で発射する、追い払い専門の花火があります。銃砲店の方から購入させてもらい、希望する各自治会へ配布している。

【Q】

1本どれくらいするのですか。

【A】

大体1本300円くらいです。

【Q】

鳥獣被害対策として、例えばごみの収集とかへの対策は何か取り組まれていますか。

【A】

ごみについては特段対策はありませんが、例えば、畠とかに不用になった野菜とかを放置しているとエサになる場合があるので、処理して下さいとかのお願いはしていますが、普通ごみとかについては特に何かしてくださいということはしていません。

【Q】

全国的にクマの出没が多発しており、下関市でも、ツキノワグマの目撃情報があります。御市でもツキノワグマの目撲情報があるということで、マニュアルを作成されています。後ほど拝見させて頂きたいと思いますが、特に効果が高かったクマ対策について具体的にあれば教えて頂きたい。

【A】

奥山の方の木の実が不作だと田んぼの方に降りて来る傾向があり、今年は全国的にそういう傾向があります。効果があると言えば、柿などの果樹やごみステーションの残渣とかの撤去が非常に重要になってくるのではと思います。

【Q】

出没した場合は捕獲が目的ということになっているのですか。

【A】

同じ地区での出没が今年は多いです。人身被害の懸念がございますので、地元の猟友会と協力して捕獲檻を設置して、なるべく被害が出ないような形で駆除しています。

【Q】

殺処分は出来るだけ避けながら捕獲して山に戻すという形ですか。

【A】

里の方に降りてきたクマについては、また出没する懸念がございますので、今現在は捕殺の方で対応しています。

【Q】

下関市でも、個体数管理、侵入防止対策、共生環境整備の3本柱を取り組んでおり、この点については三条市さんと同様の取り組みをしていますが、一点、共生環境整備の関係は出前講座なんかを行って喚起するけれど、中々実施に至らないというのが現実的なところです。三条市さんの方では、緩衝帯の整備や植林はどの程度進んでいるのですか。また、地域の理解の程度はどうですか。

【A】

積極的に取り組んでいただいている。あくまでも自治会の自主的な事業として、藪の刈払いを行ってもらっております。

【Q】

その活動に補助金を出しているということですね。

【A】

そうです。農作物の被害防止に係る補助金というのがあるのですけれども、そちらの方から出ています。経費の1/2の補助率ということで、国の方のから交付される補助金がありますので、そちらの方を活用しています。

【Q】

追い払い用の花火ですが、どれくらいの自治会が活用されていますか。

【A】

毎年サルの出没範囲が増えてきているということもありまして、大体25集落くらいに配布させていただいている。

【Q】

25本を超えると1/2の補助になるんですが、どれくらいの自治会が25本を超えて利用されていますか。

【A】

大体、25本の無料分と半額分の25本の合計50本の要望がございます。

【Q】

下関市もロケット花火みたいなもので対策をしているけれども補助しているかどうかまでは把握していませんが、この財源も国の補助事業であるんですか。

【A】

こちらの方は国の補助金ではなく市の単独事業です。

【Q】

鳥獣監視員を1日2名体制で7名設置しているということですが、下関市は捕獲隊はいますけれども、監視員という制度は無かったように記憶しています。これは、ICTとの絡みもあるんですか。

【A】

ICTとの絡みは特にございません。

【Q】

ＩＣＴの活用ですが、先ほどのご説明の中で、今年度限りで終わるので、来年度からどうするか検討されているというお話でしたが、今年度で終わるのはどういうことですか。

【A】

長野県の塩尻市のシステムが、総務省の交付金を活用して導入したサーバーで8年経過したので、そろそろ止めようかという話がありまして、そのサーバーを活用させていただいておりますので、止む無くという形になりますけれども終わらざるを得ません。

ＩＣＴについては、サルとかイノシシとかが出る土壤にセンサーを付けさせていただいて、そのセンサーが感知した場合に光と音で追い払うようなものになるんですけれども、平成25年か26年に導入しました。導入当初には効果があったようですが、慣れてしまいました。

その他、ＩＣＴの活用としましては、捕獲檻を設置して入った時に、市と猟友会さんで持っている携帯に入った旨、お知らせするメール機能があるんですけども、そちらを活用させていただいているます。

【Q】

塩尻市さんのシステム使用料はいくらですか。

【A】

負担金という形で5万円ほどお支払いしていました。実際にＩＣＴを運用するにあたり、県内の業者に運用は委託していますが、それが80万円くらい掛かっています。機器のメンテナンス費用とかに経費が掛かっているので、そちらの方を業者に支払っています。

【Q】

何カ所くらい設置しているのですか。

【A】

2集落に設置しています。箇所で言うと2カ所です。

【Q】

最初は物凄く効果があったのですか。

【A】

近づくとびっくりするくらいの音が鳴るので、最初は効果があったようですけれども、慣れると効果も薄れていくようです。

【Q】

サルに対する効果が無くなつたということで、イノシシもですか。

【A】

イノシシも一緒です。

【Q】

三条市では、サルの関係は効果が上がっているようですが、どのような対策が効果的でしたか。

【A】

サルの対策で一番効果があるのは電気柵です。設置の範囲が広くなるとサルの捕獲数も増えているようで、電気柵が無い所に被害が及ぶようになっていまして、段々と山の方から里の方というように出没範囲が広がっていることが問題と考えています。

【Q】

令和元年度に比べれば被害額は1/4になっています。電気柵の効果が一番で、それ以外の特段の対策は無いということですか。

【A】

後は、緩衝帯の整備ということも効果があると思っています。それから、数を減らすことによる相乗効果があったと思っています。

【Q】

電気柵だけでなく緩衝帯とセットで対策を講じることによって効果は大きくなるという認識でよろしいでしょうか。

【A】

そうですね。

【Q】

サルは群れで移動すると思いますが、群れの動きというか、そういうような調査も実施されているのですか。

【A】

前はサルに首輪を付けたりして調査していた時期もあるんですけども、獣友会の年齢が上がっていくことによって調査が難しくなっており、現在その調査は行っていません。そういうことで、群れの把握は現在出来ていません。

【Q】

イノシシを1頭捕獲すると7,000円を報奨金として交付しているということですが、頭数の制限とかは定めていますか。

【A】

20頭という目標を定めています。

【Q】

それは1日ですか。

【A】

捕獲期間中です。新潟県は雪が降る地区になりますので、猟ということになるとワナより鉄砲での捕獲が主流になってきますので、3月の初旬が捕獲のリミットになります。中々ワナにはかかりないです。

【Q】

I C Tに拘りますが、何年くらい効果がありましたか。

【A】

3年、4年は効果がありましたが、5年目以降は慣れてきて効果が薄れています。よく、オオカミのおしっこがいいとかが効果があるということで、かなり高値で売っているようですが、それも最初は効果があるようですけども、すぐ慣れてしまうということを聞きます。

【Q】

集落によって効果があることと、あまり効果が上がらないことというようなアンバランスはございませんか。

【A】

きっちと電気柵を張って、緩衝帯を整備しているところは効果が上がっています。一方、集落の意見がまとまりず、個人々で対策を講じているところではそんなに効果が上がっていないという感じです。

【Q】

サルの捕獲ですが人間に近い姿をしているので、捕獲する際に躊躇するということを聞いたことがあります。こちらの方でも懸念事項はありますか。

【A】

猟友会の方のお話を聞きますと、姿かたちが人間に似ているのでそんなに撃ちたくないだよねという声は聞いております。

【Q】

捕獲は処分という形ですか。

【A】

そうです。

【Q】

電気柵設置に対する単市の補助制度はありますか。

【A】

国の事業を活用した中での設置が基本ですが、どうしてもそこから漏れてしまうところがございますので、そういう自治会の方へは、上限が1自治会20万円という形で掛った費用の1/3を補助する制度がございます。

【Q】

設置に数年かかるような事例はありますか。

【A】

国の制度に乗るのが難しいところがあるので、市の補助制度を設けているのですが、どうしても費用負担はしたくないところもありますので、市の制度の普及がまだまだ進んでいないのが正直ございます。

【考 察】

全国的に鳥獣による農作物の被害が年々増大しており、その対策は喫緊の課題となっている。鳥獣による被害の要因は、地球温暖化、狩猟者の高齢化・減少、耕作放棄地の増加、人口減少による人間活動の低下などであり、全国的には年間200億円を超える被害が発生しており、下関市でも直近では1億5,000万円の被害が発生している。

食糧自給率を高めるとともに地産地消を推進するためには、新たな担い手を確保しなければならないが、年々拡大する鳥獣被害と担い手不足とが相まって、逆に、離農を考える農家も出てきていることから、効果的な鳥獣被害対策を講じることは喫緊の課題である。

本市においても、金網柵や電気柵の設置を推進しているが、予算の関係で希望しても直ぐに設置できないのが現状である。また、既存の金網柵や電気柵のみでは抜本的な対策となっていないのも事実である。現状では、所謂いたちごっこの様相を呈していることから、ICTなどを活用して鳥獣被害防止に取り組んでいる三条市を視察した。

視察前はICT活用に大いに期待していたが、導入当初は効果があるものの4年5年すると鳥獣が慣れてしまい効果も低減することがわかり、現状では、抜本的な対策となり得ないことが判明した。結論として、電気柵と緩衝地帯の組み合わせが一番効果があるとのご教授を頂いた。本市でも、山口県の事業を活用し緩衝地帯の設置に取り組んでいる地域があるが、三条市の事例を参考にするならば、対策を講じていない地区に鳥獣被害が移動するだけである。被害が生じている地区全体が同様の取り組みをすることが求められる。そのためには、県の事業のみではなく、市の単独事業として施策展開する必要がある。引き続き、効果的な対策を模索、研究していきたい。